

# 第 3 回

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

## 会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

1 会議の日時 平成 15 年 7 月 15 日(火)  
開 会 午後 2 時 0 0 分  
閉 会 午後 4 時 1 5 分

2 会議の場所 掛川グランドホテル 王冠の間

3 出席者及び欠席者の氏名 別紙 1 出席者名簿のとおり

4 議 題 別紙 2 次第のとおり

5 議 事 別紙 3 のとおり

6 会議録の確定

確 定 年 月 日 平成 15 年 8 月 14 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会 長 榛 村 純 一

## 出席者名簿

協議会					その他					
	役職	氏名	種別	出欠等		役職	氏名	職名	出欠等	
1	会長	榛村純一	掛川市長		31	幹事	太田原浩	掛川市総務部長		
2	副会長	大倉重信	大東町長		32		松永正志	大東町企画課長		
3		伊藤徳之	大須賀町長		33		大石與志登	大須賀町総務課長		
4	委員	小松正明	掛川市助役		34	1市2町 関係職員	西尾繁昭	掛川市行財政課長		
5		川口 功	大東町助役		35		梶山繁樹	大須賀町議会事務局長		
6		水野幸雄	大須賀町助役		36		富田 実	大須賀町産業課長		
7		戸塚正義	掛川市議会議長		37	事務局	松井 孝	事務局 局長		
8		樽松友則	掛川市議会副議長		38		栗田 博	事務局次長		
9		山本義雄	掛川市議会議員		39		高鳥康文	総務係長		
10		石山信博	掛川市議会議員		40		赤堀賢司	計画係長		
11		鳥井昌彦	大東町議会議長		41		深谷富彦	調整係長		
12		牧野勝彦	大東町議会副議長		42		富田 徹	総務係		
13		鈴木治弘	大東町議会議員		43		服部和敏	総務係		
14		水野 薫	大東町議会議員		44		深田康嗣	調整係		
15		半井 孝	大須賀町議会議長							
16		河井 清	大須賀町議会副議長	x						
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員							
18		上野良治	大須賀町議会議員							
19		原田新二郎	学識経験者							
20		田中鉄男	学識経験者							
21		滝沢恵子	学識経験者							
22		戸塚誠夫	学識経験者							
23		松本恵次	学識経験者							
24	水野淳子	学識経験者								
25	増田正子	学識経験者								
26	蒲原忠雄	学識経験者								
27	中井明男	学識経験者								
28	鈴木正彦	学識経験者								
29	菅沼信夫	学識経験者								
30	小櫻義明	学識経験者								

## 別紙 2

### 第 3 回 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会次第

日時 平成 1 5 年 7 月 1 5 日 ( 火 )

午後 2 時から

場所 掛川グランドホテル 王冠の間

#### 1 開 会

#### 2 会長あいさつ

#### 3 議 事

##### (1) 報告事項

###### [ 報告 ]

報告第10号 新市名称候補選定小委員会報告について

報告第11号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の一部改正について

報告第12号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会補正予算(第1号)  
について

##### (2) 協議事項

###### [ 協議 ]

協議第 2 号 合併の期日について

協議第 3 号 新市の事務所の位置について

###### [ 議案 ]

議案第 6 号 新市の名称の公募及び選定基準について

###### [ 提案 ]

協議第 4 号 財産の取扱いについて

協議第 5 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 6 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

#### 4 その他

##### (1) 住民意向調査結果速報について

##### (2) 次回の会議の開催について

日時：平成 1 5 年 8 月 1 9 日 ( 火 ) 午後 2 時

会場：掛川グランドホテル 王冠の間

#### 5 閉 会

開 会 午後 2 時 0 0 分

栗田事務局次長 皆様、改めましてこんにちは。皆様には大変お忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会第 3 回会議を開催いたします。

開会前に事務局からお願いと連絡事項を申し上げます。携帯電話につきましては、マナーモードにするか電源をお切りいただきたいと思います。

次に、お配りした資料の確認をお願いいたします。会議次第、協議会資料、住民意向調査結果速報、それから平成の大合併へと書かれた 1 市 2 町の変遷表、それから協議会だより 7 月号の 5 点を配付してございます。ご確認をお願いしたいと思います。

本日の日程につきまして会議次第をご覧いただきたいと存じます。

議事の報告事項といたしまして、新市名称候補選定小委員会報告、協議会財務規程の一部改正と補正予算（第 1 号）の 3 件についてご報告をさせていただきます。

協議事項の協議といたしましては、前回の会議におきまして提案させていただきました合併の期日と新市の事務所の位置の 2 件についてご協議をお願いいたします。

議案といたしましては、新市の名称の公募及び選定基準についてご審議をお願いいたします。

それから、提案につきましては、次回の協議会でご協議をしていただくこととなりますが、財産の取扱い、議会の議員の定数及び任期の取扱いと農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの 3 件の事前説明をさせていただく予定でございます。

それから、議事終了後に住民意向調査結果速報につきましてご報告をさせていただきます。よろしくお願ひします。

会議中のご意見、ご質問等の発言につきましては、会議録の作成の関係で挙手をしていただき、マイクのスイッチをオンにしてお名前を言っていただいた上で発言をお願いしたいと思います。

次に、会議の開催につきましてであります。本日の委員の出席につきましては、会長を除きまして委員 29 名中 28 名の出席をいただいております。会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして協議会の榛村会長よりごあいさつを申し上げます。

榛村会長、お願いいたします。

榛村純一会長 皆様こんにちは。

お忙しいところを 30 人の委員の皆様方、すべてやりくりしていただいてご出席を賜りましてありがとうございます。また、1 回目、2 回目と、今日は 3 回目ですが、これまでこの 1 市 2 町の合併の推進についていろいろご研究や調査、並びにいろいろな協議を重ねてこられましたことについて、これまた感謝申し上げます。

それから、本日 1 市 2 町の当局関係者、あるいは事務局、そして傍聴の皆様方、それからプレ

スの皆様方、それぞれこの協議会の進行について重大な関心と好意的な見守り方をしていただくことでありまして、これまた感謝申し上げます。

本日の内容につきましては、今、司会の栗田さんからお話がありましたとおり、前回以降の経過報告として、新市の名称の小委員会の設置、あるいは建設計画策定小委員会の中でタウンウォッチングということをやっておりますが、これがこれからは委員レベルだけではなくて、それぞれの市や町の人たちがお互いに歩き合って、見合って、早く我が町にこれが入ったら素晴らしいなというようなことで、お互いに見学し合うということを濃密にやっていかなければいけないわけですが、現在まで2回やっていただいたということでもあります。

その方々の感想を聞きますと、南部の方の2町の方々は、掛川というのは何とこんなに奥が深いまちかと、あるいはいろいろなものがあちこちに散らばってあるんだねと、掛川というと旧掛川町内だけの印象だったけれども大分違うねと、こういう話がありまして、また今度は掛川の人が大東、大須賀へ行きますと、泳ぎに来たり、地引き網に来たことはあるけれども、改めて自分のまちとして考えると、この10キロの砂浜の空間というのはこういうことかというようなことだとか、そこでイチゴを栽培している方々が20億円以上の生産を上げていると、これはすごいものだなというようなこととか、いろいろ新しい発見をお互いにしたということが、1回、2回のウォッチングで報告されております。これをなお深めていって、新しい都市のビジョンに結びつけていったら素晴らしいまちづくりができるのではないかと、このように考えた次第であります。

本日の主な議題は、合併の期日と事務所の位置の問題でありまして、これはなかなか絞りきれないとか、期日はまだまだ流動的であるというようなことがあるわけですが、一応前回からの協議会の今日の議題とするという宿題になっておりますので、それについてご協議をいただき、詰めていただくということと、それから新市の名称の公募と公募の選定基準等についての提案を皆さんで了承していただく。それからあと、いろいろな財産や議員の取扱いや農業委員会の取扱いとか、必要な取扱いを次の協議事項で、今回は事前説明、問題、課題のあるところを事前説明すると、こういうようなことになっております。

最後に、合併のシンポジウムを3回やるわけですが、合併のシンポジウムはできるだけ大勢の方に参加していただいて、1市2町の首長がそれぞれの町へ出掛けていって、正式な発表なり、抱負なり、課題を述べるということは初めての試みでありますので、そのシンポジウムはできるだけ盛り上がるように今からPRをお願いしたいと、このように考えているわけであります。

そして、残念ながら1市4町については意見書を1市2町の首長がそれぞれの町においていたしましたが、これはもう既に小笠町が付議しないということになっておりましたので、意見書を述べた、歴史の証言としての1市4町合併が理想であるという通知だけしたというような形になったことは残念ですが、致し方ないということでもあります。

それに対して、残された問題としては、1市3町の付議についてであります。これまたもう形勢がほとんど決まったような形になっておりますので、後は意地悪をするような形になるということも考えられないこともないわけで、今日正式にここの1市2町の首長において、1市3町

の住民発議についての取扱いについては、今日結論が出るかどうかは別として、出来るだけ早い時期に結論を出さなければいけないというふうに考えております。

それから最後に、ちょっと参考までにこういう1枚の紙をお配りしましたので、ちょっと見ていただきたいのですが、「明治・昭和の大合併から平成の大合併へ」という表がございます。これが今までの経過を形として、明治22年の市町村制施行時にはこの地域はどういう村、町で成り立っていたのか。それから、昭和の大合併として昭和28年から36年にかけてこういう形で大合併をした。現在は、その後の中間に城東と大浜が一緒になりましたので大東町になっておりますが、それから現在はこういう形。そしてその境がとれるとこういう形ということで、4つの時代区分でやってあります。

昔106の町村があって、今は3つになっている。これを1つにすると、こういう一つの目安としてのわかりやすい表をつくりましたので、これについてはまた皆さん方の御意見を入れて、1枚の紙にしてシンポジウムのときは会場にお配りして、実感を持って議論をしていただくと、こういうことにしたいと思っておりますので、この1枚の紙、広告のチラシのようですが、全戸配布したり、あるいはこれをシンポジウムのたたき台にしたいと思っておりますので、これの充実についていろいろご意見がありましたら言っていただけたらと、このように思います。

以上が今日の内容でございますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

栗田事務局次長     ありがとうございました。

これより会議次第の3番目の議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定に基づきまして会長が務めることとなっておりますので、ここで会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

それでは、榛村会長、よろしくお願ひいたします。

榛村純一会長     規約の定めるところに基づきまして、暫時議長を務めさせていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

早速、議事に入ります。

報告事項ですが、報告第10号から報告第12号の3件でございます。まず、報告第10号の新市名称候補選定小委員会報告についてご説明申し上げます。事務局、お願いします。

松井事務局長     それでは、資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

報告第10号 新市名称候補選定小委員会報告について。

事務局からは、正副委員長の選任経過につきましてご報告を申し上げます。

小委員会での協議事項の内容につきましては、後ほど委員長よりご報告申し上げますのでよろしくお願ひいたします。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

小委員会の委員につきましては、小委員会設置規程に基づきまして名簿のとおり9名が選任をされましたので、ご報告申し上げます。

続きまして、3ページになりますが、第1回小委員会を6月27日午後2時より掛川市役所において開催をいたしました。開会后、直ちに委員長及び副委員長の選出をいたしました。委員の互選によりまして、委員長には1号委員でございます掛川市の小松正明委員が、副委員長には3号委員でございます大東町の松本恵次委員がそれぞれ選出をされましたので、ご報告をいたします。

協議事項につきましては、小松委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

以上でございます。

榛村純一会長　それでは、小松委員長。

小松正明委員長　それでは、引き続き私の方から、去る6月27日に開会をされました第1回の新市名称候補選定小委員会の内容についてご報告を申し上げます。

日時、会場並びに委員、そして委員長並びに副委員長選出の経緯はただいま事務局からご説明があったとおりでございます。

資料の3ページに従いまして内容のご説明をさせていただきます。

4の議題というところがございますが、委員の中での議論によりまして、まず運営要領について議論をいたしました。この中で、新市名称候補選定小委員会の運営要領につきまして、大きなところで会議は原則として公開の中で行おうということを確認いたしました。また、議事につきましては全会一致で決することを原則とするということも併せ確認をした次第でございます。

そういう運営要領を確認した後、新市名称候補の選定方法についてということで議事を進めさせていただきました。この内容につきましては、後ほど議案という形で委員の皆様方全員にお諮りをする内容になっておりますが、そこに至る経緯をこの中の形でご説明を申し上げます。

公募要領についてまず議論をいたしました。この中で、まず名称の候補選定するに当たっては、広く市民あるいは一般の住民の皆様にご公募をするという形と、それから本委員会の中で候補を絞り込む。この委員会の中で候補をつくり上げてしまうという、この2つがあるがどうだろうかという議論をいたしました。これは全国を相手にした公募にしようという方向で一致をいたしました。その際、国籍、年齢等の制限もなく、広い形の公募をしようという意見がございました。

この広く全国にという形は、掛川出身でありながら、あるいは大東、大須賀出身でありながら、現在この1市2町には居住しておられないという方も多く全国には散らばっているのではなからうかということで、そういうふるさとにゆかりあるいは関心のある皆様を対象にして広く全国に名称を公募するということにしようというものに決したものでございます。

ただし、今回の公募に当たっては1人1点1名称に限る応募という形をとってはどうかということ、この委員会の中では決しました。これは、後ほどまた出てまいります、応募の仕方が電子メール、あるいはファクス、あるいは手紙、はがきと多様な応募でたくさんの方に関心と応募していただくということでございますが、特に電子メールなども応募の手法ということにいたしますと、大変電子的な動きの中ではお一人の方が何万点も、あるいは何百もの名称をたくさん機械的に応募すると。そのことによって事務が大変煩雑になるという例が各地で散見されているということがございますので、お1人1点限り、これに限るというような名称の応募というこ



とで絞り込んだものの作品に限ってはどうかということが、一つのこの委員会の中の方向として決した次第でございます。

それから、応募方法につきましては、募集のチラシを兼ねた応募はがき、官製はがき、封書、ファクス、電子メールなどを活用しようということになりました。記載内容につきましては、新市の候補の名称、名称を上げた理由、それから郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号などの個人属性の情報を書いていただこうと。公募期間につきましては、8月15日から9月16日までの1カ月間でどうかと。

それから、この新市名称候補により多くの皆様方の関心を持っていただくという観点で、賞品を差し上げるというような形で応募してはどうかということが提案をされ、一つの方向が決しました。最終的に、新しい市の名称ということで応募してくださった方の中からお一人を抽選で名付け親大賞という形で選んでどうかと。それから同じく名付け親賞ということで、また5名を選出してはどうかと。さらに参加賞ということで50名を選ぶということはどうかと、それぞれにちょっとした賞品的なものもお分けをするということの中で、より多くの方に関心を持っていただくということをやってはどうかということになりました。

また、周知の方法につきましては、特にお一人一名称1点に限るとということがございまして、これに気づかずお一人で2点、あるいはお一人で2回同じ名称で応募した場合には、すべてそれは無効にするというようなことでどうかということがあったものですから、そのあたりはより綿密に多くの方に本当にしっかりとお知らせをしなければならないということで、周知の方法として募集のチラシ兼応募はがき、協議会だより、ホームページなど、ありとあらゆるメディア活動を通じてその点だけは周知を図るようという点で一致をいたしました。

それから、同時に新市の名称候補の選定基準についても議論をいたしました。選定基準も同じく議案の方にも触れておりますが、まずは1次選定基準というものでこの要件を満たさなければ新市の名称候補にはのらないという形式的な基準を2つ確認をいたしました。1つが、漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記されていることが必要であるということで、「 」だとか「 」だとかといったような記号的なもの、あるいはアルファベットを使うと、そういうふうなどう読んでいいかわからないような名称で使うのは好ましくないということで、これは自動的に排除しようというのを1点確認をいたしました。

また、同時に全国の他の市と同じ表記であってはいけない。町レベルでは郡が違うということで同じ町の名称はあるわけでございますが、市になりますと同じ市が幾つもあるというのは大変不都合だということでございますので、既にある他の市とは同じ市名を表記はしないということで、この点も確認をいたしました。

それから、第2次選定基準としましては、これまたたくさん異論、意見があるわけでございますが、新しい市の名称に期待するものとして、一つとして歴史、文化にちなんだ名称であるとか、あるいは地理的なイメージができる名称であるとか、新市の特徴をよくあらわす名称であるとか、対外的にアピール度の高い名称であるとか、さらに知名度の向上が期待できる、あるいは将来を

イメージした名称とさまざまな新しい名前に期待する切り口はあるわけですが、こういう角度で検討して新市の名称を決めていこうではないかという点を確認いたしました。この点も後ほど議案でご確認をいただければと思います。

それから、選定方法につきましては、本小委員会におきましてたくさん応募されるであろう候補の名称の中から5点程度を選定し、それを本協議会に最終的にご報告し、お諮りをし、この場で決めていただくということで、小委員会の役割としてはあくまでもこの5点に絞るということを中心にした委員会活動ということで進めさせていただくという点を確認いたしました。

ただし、留意事項として同じく確認をした点が、1つとして、応募者数の多寡により選定をするものではない。1つの名称にたくさんの応募があったので、これは自動的にその名称が候補に載るといようなものではないと。あくまでも第2次選定基準に照らして妥当かどうかという判断でいこうというのが1点。それから、最終決定につきましては、本協議会で行っていただくという点を確認したわけですが。

資料の4ページの方に移らせていただきますが、このような大きな流れの中で、今後、今日この後の議案の中で進め方をご承認いただければ、大まかなスケジュールですが、本日の第3回の協議会を経ましたのち募集要領等をつくり、8月15日より約1カ月間の募集活動を行う。9月16日に締切りをいたしまして、のち集計、そして第2回の小委員会、そして協議会への報告などなどの手続を経まして、最終的には本年、年末になりますが、12月16日の第7回の協議会あたりで新市の名称の協議、確認をしていただければいかがかという粗いスケジュールを作成してまいりました。

第1回の新市名称候補選定小委員会につきましては、このような議論経過であったことをご報告申し上げます。

以上です。

榛村純一会長　ご苦労さまでした。

後ほど、議案第6号でこの問題をご審議していただくことになっておりますので、報告事項としては、次に第11号　掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の一部改正と報告第12号　平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会補正予算（第1号）について関連がありますので一括でご報告いたします。

説明してください。

松井事務局長　それでは、5ページをご覧くださいと存じます。

報告第11号　掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の一部改正についてご説明いたします。

協議会規約第16条の規定によりまして制定された財務規程の一部改正をするものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

去る7月8日、大須賀町役場におきまして1市2町の首長さんにお集まりをいただき、財務規程と補正予算につきましてご協議をいただきましたので、ご報告いたします。

下段の新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、財務規程の改正前と改正後が載せてございます。

財務規程第5条第1項の歳入予算の款及び項の区分について、別表第1に新たに3款県支出金並びに1項県補助金を加えるものでございます。この県補助金は任意合併協議会の運営に要する経費の一部を補助するというものでございます。交付の決定がされたため、歳入区分を追加するものでございます。

以上が報告第11号についてでございます。

資料の7ページをご覧いただきたいと存じます。

次に、報告第12号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会補正予算（第1号）についてご説明いたします。

任意合併協議会財務規程第4条第1項の規定に基づきまして協議会の予算を補正しましたので、同条第3項の規定により報告をするものでございます。

8ページお開きいただきたいと存じます。

第1条は協議会の歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、予算の総額を3,608万9,000円と定めたものでございます。詳細につきましては、項目別明細書により説明させていただきます。

10ページをお開きいただきたいと存じます。

最初に、歳入でございます。3款1目の県補助金でございますが、新たに100万円を計上してございます。これは説明欄にございますように、静岡県市町村合併推進事業費補助金の決定がされたものでございます。歳入合計で3,608万9,000円を計上しているところでございます。

続きまして、歳出でございますが、内訳につきまして主なものをご説明申し上げます。

1款1目協議会運営費といたしまして96万6,000円の増額をするものでございます。

主なものは、1節報酬で109万1,000円の増額。これは説明欄にございますように、2つの小委員会が新たに設置をされましたので、その委員報酬でございます。

11節需用費で434万4,000円の増額。これは1市2町で3回開催しますシンポジウム、それから2つの小委員会における文具消耗器材費、それから新市建設画策定における新都市ビジョン概要版、協議会資料等々の印刷製本費でございます。

13節委託料590万1,000円の減額。これは新市建設画策作成支援委託につきまして、当初に予定していましたシンポジウムの企画運営、協議会の運営等につきましては事務局で対応することによるものでございます。また、住民意識調査につきましても事務局において作成をして、分析等は建設画策定支援委託の中で実施することとしたものでございます。

14節使用料及び賃借料で124万5,000円の増額。これは協議会とシンポジウムの開催会場、音響設備の借上料を追加するものでございます。

続きまして、1款2目広報広聴費といたしまして33万6,000円を減額するものでございます。

11節の需用費で64万4,000円の減額。これは協議会だよりの印刷費の減額でございます。

続きまして、2款1目事務局費といたしまして37万円の増額。これは11節需用費の事務文具消耗品でございます。

歳出合計で3,608万9,000円を計上しているものでございます。

以上が報告第12号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会補正予算(第1号)についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

榛村純一会長 報告第11号、第12号の補正予算関係につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。

(「なし」と言う者あり)

榛村純一会長 特にございませぬようでしたら、このご報告を了承していただいたということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして協議事項に入りたいと思います。

協議第2号 合併の期日についてご協議をいただきたいと思います。

合併の期日につきましては、前回の協議会におきまして事前に説明をさせていただいておりますので、早速ご協議をいただきたいと思います。委員の皆様のご意見をぜひ活発にお寄せいただきたいと思います。

ご発言を願います。どうぞ。

内藤澄夫委員 内藤です。

先だって、このことを受けまして、大須賀町の議会の中で合併に関する特別委員会を開きました。その中で、いろいろな質疑等がされたわけでありましてけれども、基本的にいいますと、結論には至らなかったというところでございます。

考え方としましては、いろいろ出たわけでありましてけれども、一つには、1月15日から3月15日の中で合併をしていくということを受けておりますので、当然それでよからうというような話も出ました。

大須賀町の場合は、特に1月29日をもって議員の任期が終了いたします。そういうことの中でいろいろ審議をしたわけでありましてけれども、結果的にいいますと、議員の任期と合併が関わるというのが大須賀町の議員だけあります。大東さんにしましても、掛川さんにしても3月31日という最終的な議員の任期にはかからないということでありまして。

そういう中で、大須賀町としましてはいろいろ審議をさせていただいたわけでありましてけれども、基本的には継続ということでありまして、結果は出なかったということでありまして。そんなふうでありますので、よろしくお願いいたします。

榛村純一会長 それでは、せっかくですので大東町さんと掛川市と、それぞれの議会の相談について参考意見としてご発表願えますか。

鳥井さん。

鳥井昌彦委員　大東町の鳥井です。

私どものところでも、先日協議をさせていただきました。私、個人的には3月31日がいいのではないかなと、こんなふうに思っておりますけれども、いろいろな意見もある中で、基本的には最初から1月中旬から3月31日の中でということに進んできている協議会だと思っております。そういう中で、事務手続上コンピューター等の業務もありますし、年末年始、いろいろなことを考えたときに、事務屋さんが一番いい時期が私としては一番いい時期ではないかなというふうにも考えているところでございます。

それから、今、総務省の方でも言われておりますけれども特例法の延長。こういったことも考え合わせてみますと、今ここですぐ結論を出さなくてもいいのではないかなと。先ほど、大須賀さんは継続でというようなお話もございましたけれども、私はできれば10月ぐらいを目途に最終結論を出していったらどうかと。それまでの間は1月中旬から3月31日までを目途に考えていると、このように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

榛村純一会長　ありがとうございました。

それでは、掛川市。

山本義雄委員　掛川市の山本であります。掛川市においても、去る7月8日ですか、合併問題の特別委員会、全員の議員で期日について協議をしたわけでございますが、掛川市については、ご案内のように4月に統一地方選挙が施行されまして、皆さんも大体合併については17年ぐらいではないか、任期も2年じゃないかということで、そんな形の中で選挙戦を戦ってきたというような意見が出たわけでございますが、期日についてはそれぞれ2町からお話がありましたように、掛川市としては2町さんのそれぞれの任期もありますので、17年の1月から3月の間でいろいろな事情がありますので一度では結論は出ないのではないかと。

しかしながら、17年の1月から3月まで、その期間で委員会で何とか協議した中で、また事務局の合併の期日はいつがいいのか、そこらをあわせて今後も検討していくという形の中で、期日のいつまでというような結論は出なかったわけでございますが、17年の1月から3月末というようなことで、そんな会議になりましたので、ご報告といたします。

榛村純一会長　お聞きのとおり、17年1月から3月までの間という、かなり含みのある、これは期日とは言えない期日広報月間みたいな形になっておりますが、これについて1市2町の首長で相談いたしましたときも、大須賀町さんの選挙を避ける、あるいはそういう任期2カ月かそこらで選挙をやるというのはいかがかということで、その前にやるべきだというご意見と、その選挙を避けるというためだけに合併の論議を3カ月圧縮するというは非常に無理があるので、やはり議論の期間を長くとるべきだと。したがって、選挙を避けるということを第一に考えるのはいかがかという両方の意見があったように思います。

これについては、1市2町の首長の中でもどちらで軍配を上げるという結論には至っておりませんので、30人の委員の方々のご意見を聞いて、これはきっと次回なり次々回なり、あるいは中

央の情勢を見てももう少し後で絞るということでいいのではないかとということになるのではないかと  
というような結論で、1市2町の首長会議は終わっております。

以上であります。ほかに委員の方々でご意見やご質問がありましたらどうぞ。

原田委員。

原田新二郎委員　今いろいろ承りましたけれども、掛川、大東、大須賀、おのおのの事情がある  
わけですから、片方を立てれば片方が立たないというような結果が私は到来するのではないかと  
思うんです。

我々民間の場合には、一切そういうことは考えませんが、そういうようなことがありますので、  
どうか議員さん、それから首長さん、助役さんで協議して、やはり大同的見地に立たないと、片  
方がよければ片方が悪いということになりますから、そういうような感覚でもって17年3月31日  
を目標に是非やっていただきたい。

さらに、その間に今、榛村会長が申しましたように十分な協議を尽くして、譲るところは譲る  
というような方法で是非決めていただきたいと、こういうふうに思います。

よろしくをお願いします。

榛村純一会長　ありがとうございました。

それでは、松本委員。

松本恵次委員　松本です。

私も民間の立場ですので、期日的には特にこの時期がということもないわけですが、単  
純に考えまして、町民と多少話をした中の感じからいきますと、やはり一つのけじめみたいな、  
区切りみたいな話が出ます。3月末日あたりがそういう意味ではいいのではないかなという中  
では思っているところもあるわけですが、今のお話のようにそれぞれの町の、市の事情も多少違  
うところがありますので、しっかり協議をしていく必要があると思うんです。

ただ、事務局の方にちょっと伺いたいんですが、この資料にも書かれていますように、電算の  
関係等で合併の前に2日ぐらいの期日が必要であろうというような話がここに書かれております。  
この辺については、ちょっと聞いた話によりますと、静岡・清水の場合は合併の期日が週半ばぐ  
らいであったと。電算関係は一晩ぐらいでやっちゃったとかというような話もちろっと聞いてお  
ります。それが事実かどうかわかりませんが、実際の事務的な処理の中で、その辺の部分とい  
うのはどうなのか。果たして、よそでそういう例があるのか、そういうことが可能なのか、やはり  
現実的に日数が必要なのか、その辺あたりのところもちょっとご説明をいただきたいと思いま  
す。

榛村純一会長　電算に限り教えてください。

松井事務局長　電算システムにつきましては、現在統一をして調整を図らなければいけないとい  
うソフトが約65ぐらいございまして、それを一気に合併の日にあわせて稼働するということにな  
りますと、どうしてもいろいろなトラブル、リスクが発生してまいりますので、できましたらそ  
の前にテストといいますか試行をして、十分に安全性を確認してから合併の日と同時にスタート

したいというふうに、電算の方の担当者からはその辺を特に言われておまして、であるならば合併の日はあえて平日にしないで、できれば連休明け、あるいは月曜日というところに合わせる事が、かえって住民のサービスを守る、支障をもたらさないという部分で非常に大切なことではないかというふうに考えております。

榛村純一会長　よろしいですか。

ほかにございますか。中井委員。

中井明男委員　大須賀町の中井です。

合併の期日のことにつきまして、1市2町の議員の皆さん、それから首長の方の協議の中で榛村会長さんからお話を聞きまして、それぞれごもっともというような、大体議論を尽くすとその辺へいくのかなみたいなのは伺えました。議員の皆さんにしましても、前から市町村合併のことについてそれぞれご協議をいただいてまいりましたし、掛川の山本委員さんから、先ごろ統一地方選挙をやったということだけけれども、我々の任期は2年だということできているとか、いろいろ早くから合併のことについては念頭に置いた中でやられてきましたということですが、いざ合併の期日ということになりますと、特に議員さん等にしますとそれぞれの合併の期日の前日をもって身分を失うというような、ここに出ていない議員さん、それらの議員さんについてもそういうことですので、非常に我々3号委員にすると、このことについて言いにくいような気持ちもいたしますが、先ほど原田委員さん、それから松本委員さん等も言われましたように、早急に結論を出すべき、拙速がいいわけではありませんが、全体の事務手続等をやっていく上で10月ごろまでに出ればいいのか、その辺のこと。

それから、大須賀町の議員さん、一番関係あるということですが、3カ月の任期だけの選挙をやるのがいいのか。それから、ここへ今日着きまして、後ほど細かな説明があると思いますが、住民意向調査の結果速報というのをざらっと見まして、それにもありましたが、私、この委員に選ばれた後、いろいろな人に意見を聞いたりして、この合併について一番期待されているのが、事務の合理化、経費の効率化というようなことを伺います。それもこのアンケートにも如実にあらわれているように思いますので、その辺のこと等も是非念頭に置かれた上で、1市2町の皆さんも、特別委員会もございますので、引き続きご検討をお願いできたらと、こんなふうに思います。

以上です。

榛村純一会長　事務局長。

松井事務局長　先ほどの松本委員さんの、17年1月ごろの合併に電算システムは間に合うのかというご質問もあったかと思いますが、事務局といたしましてはできる限り早くに合併の期日を決めていただければ、それに合わせたプログラム、スケジュールを組んで対応していきたいというふうに考えておりますので、現時点では17年1月でも対応してやっていけるというふうに思っております。

ただいまの中井委員さんの、10月ごろまでに合併の期日を決定して間に合うのかというような

ご質問もございましたが、今申し上げたとおり、もう後残された期間が少ないわけですので、できるだけ早い時期に合併の日を決めていただく。そして何よりも方針が決まったあと 1,832項目の事務の一元化作業、これが何と言っても大変な作業でございますので、その辺のスケジュールを決めていく上でも早めに合併の期日というのは目標として決めていただければありがたいというふうに思っております。

榛村純一会長 この問題は大体出尽くしたと思いますので、今後の協議の参考までに、1月から3月におけるカレンダーを用意してありますので、そのカレンダーを見ながら、もう一遍ちょっと考えていただくということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長 それでは配ってください。

事務局から大須賀町の選挙の日を言ってください。

松井事務局長 大須賀町の議員さんの任期につきましては17年1月29日までということになっております。

榛村純一会長 1月29日が任期だそうですから、その前に選挙をやるということだね、やるとすれば。そうしますと、この期日のカレンダーの候補の中で言えば、1月中旬案と3月中旬案が候補の日になると、期日の日になると、どちらかになるということがこのカレンダーから推測されるわけですが、先ほどちょっと出ましたように、片山大臣発言で期日をもって3市町議会の議決をもって期日とするということと、手続が全部完了するのを期日とするということについて若干流動性がありますから、その辺については含みが残っていますが、一応現時点で将来こう改正されるということを抜きにしますと、従来から言われていた期日論から言うと、この中の選択肢は2つしかない。つまり、1月中旬案と3月中旬案ということになるわけですね。

何かご質問ありますか。鈴木委員。

鈴木治弘委員 大東の鈴木治弘ですが、質問というより、2つの意見といいますが、1月の中旬と3月の中旬というようなお話でございますけれどね。合併当初だけの選挙でなくて、この枠組みが続く限り選挙の日が決まるというようなことになろうかと思えます。そういうふうに考えますと、年末年始の選挙というのは1年を通じて最も選挙の時期にふさわしくない時期だと私は考えるわけですが、そういうことを考えたときに、1市2町の中で特殊な状況にあるのは大須賀町さんということでございますので、耳ざわりが悪くて申し上げにくいんですが、大須賀町さんの特殊事情は大須賀の中で十分検討していただいて、この協議会としてはそういう特殊事情を除いた状況の中で合併の時期を判断することが適当ではないか。是非大須賀町さんにはそういう特殊事情を横へ置いておいて協議をしていただいて、次回の会合にその結論を出していただいたらどうかと、そんなふうに思います。

榛村純一会長 ほかにございますか。水野委員。

水野 薫委員 大東の水野です。

やはりこういう平成の大合併と言われるこの合併は、行政の正月というのは4月です。そして、



ぐるっと回って3月が普通の1年間の暮れみたいなものです。ということは、私は今回の合併特例法が3月31日を現在の段階で期限を切っているならば、そして平成の大合併、特に今回の合併には非常に短期間で議論しなければ、本当はいろいろな角度から熟慮しなければいけない問題がたくさんあると思います。私は、その特例法の期限ぎりぎりの3月31日をもって合併をして、4月1日からはすばらしい、新しい市で新しい行政のスタートをすべきだと、こんなふうに常々思っているものであります。

もう一点は、片山総務大臣が常に提案といいますが、いろいろな意見を出しておりますけれども、特例法の延長問題もございまして。ですから、今日とか議会だけじゃなくて、もう少しその特例法の延長論も勘案しながら、しかるべき時期に決めたいかがですかと、そんなふうに思っております。

特に、大須賀町さんの議員さんの選挙の件は個人的には非常に理解できる点もございましてけれども、これから新しい市をつくっていくのには、もう一歩やはり踏み込んで、やはりけじめというのは僕は必要だと思いますので、私は3月31日をもって合併をすべきだと、そんなふうに思っています。

榛村純一会長 内藤委員。

内藤澄夫委員 内藤です。

今、大東の委員さんからお話がありましたけれども、うちの町が1月29日をもって議員の任期が終了すると。よって、その前にということを行っているわけでもありませんし、1市2町で協議をした中で3月31日がいいというのなら、当然それで私はやっていけばいいと思います。選挙は選挙でありますので、当然やるべきことはやっていくと。これが法律でありますし、地方自治法でありますのでね、それについては何ら申し上げることもございませぬ。だから、大須賀町が特殊な事情だというような考え方は持っておりませぬので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、もう一点、今から今日の提案の中にもなされておりますけれども、議会議員の定数及び任期の取扱いということもあって、イコールだと思うんですね。合併の期日がイコール今日提案をされる協議第5号の関係につながる、イコールではないかなというふうに思っているわけがあります。

今日、こうやって提案をされるわけありますので、私たちが町へ帰りまして、全員の議員の皆さんにご参集を願って、この合併の期日、そして議員の任期、定数等も一緒に話し合いをしていきたいというふうに思っております。

そして、もう一点、1カ月でそれが正式に出るかどうかということは、僕はちょっと何とも言えないわけありますけれども、なるべく早い時期に結論を出すべきだというふうにも思っております。

よろしくお願い申し上げます。

榛村純一会長 上野委員。

上野良治委員 大須賀の上野です。

それこそ、ただいま大東の鈴木委員の方から、大須賀の特殊事情は無視してかかるような発言があったわけなんですけれども、合併というのはそういうものじゃないと思うんです。お互いに皆さんの気持ちを出し合った中で、そこで譲り合うものは譲り合った中で結論を出していくのが本筋じゃないかと思います。最初から排除するというのはいかがなものかなと思います。

以上です。

榛村純一会長 排除というほどの気持ちではないでしょう。

鈴木治弘委員 けんかごしで議論をするつもりは全くないわけでございますけれどもね。大須賀町さんの気持ちは私どもとしては十分理解する。余分な選挙をやらなくても、予算も助かるというお話もあるようでございますけれどもね。先ほども申し上げましたように、合併の期日を決めて選挙を一度やりますとね、半世紀なり、長くなれば1世紀もその時期にずっと選挙をやらなければならないということがあるわけですね。だから、私は表現は気にさわったかもしれませんが、現実にはそのとおりで、掛川は2年とって選挙をやっておみえになったと。大東についてはどっちへ転んでも4月14日で終わりになるものですから、そこら辺で合併するというのはごく自然なことに通ずると思うんですね。

そうしますと、やはりちょっと背景が違うのは大須賀町さんであると。私は日本語は余りしっかり勉強しなかったものですから、多少具合が悪い表現があったかもしれませんが、そういう意味で腹藏のない意見として申し上げさせていただきましたので、ひとつあしからずご了承を。

榛村純一会長 今、ちょっと議員さんの発言が多いんですけども、そちらの大東、大須賀の方で3号委員さんの方はどうでしょうか。

増田委員。

増田正子委員 大須賀町の増田でございますが、本当にこの合併の期日を決めるというのは、議員さんの定数にも関わりがございますし、一般住民よりも首長さんとか議員さんの皆さん、ご自分のことに関わることが一番多いので、先ほどうちの中井さんもおっしゃっていましたが、言いにくい部分もあるし、決めがたい部分があるのではないかという思いがするんですが、本当に何のために合併するのかという合併の基本的なことを考えるのが一番先ではないかと思うので、期間のこともございますけれども、なるべく早い時期にどれが一番いい方法なのかということ、やはり議員さん方、特別委員会などで十分にご検討いただいて、確かに大須賀町は1月という特別の事情があるかもしれませんが、それはそれとして一番いい方法は何かということの頭に置いて検討していただいて決めていきたいと思っております。

それから、もう一つ、やはり住民の考え方というのを優先していただきたいと思っております。それにつきまして今回シンポジウムもございますし、1市2町、うちの方なんか特にそうなんですけれども、今回の合併についての公の場で住民の人たちが参加して意見が聞ける、話が聞けるというのは今回初めてではないかと思っておりますので、今度のシンポジウムの時にも大勢出てくださると思っておりますから、その時の住民の意見なども当然参考に入れていただいて、検討していただくのもいいのではないかと私は思っております。そんなところです。

榛村純一会長　ほかにありますか。

半井さん。

半井 孝委員　大須賀町の半井です。

任期につきましては、期日につきましてはいろいろな意見が出されました。大須賀町の議会としては、皆さんにこの期日はいつにしたらよかるうかということは投げかけております。次回あたりで大体の方向性が少し明るく出てくるかなと、そんなふうに思っておりますが、合併協議の項目分類表の中には、この期日は15年12月までに確認するというようなものも載っておりますが、早い時期にした方がいいよというようなことも聞いております。

そういう中で、議員の一人といたしましては、やはり議員の定数とか任期につきましては非常に關心がある問題でありまして、自分たちの任期はいつ終わるのか、そこではっきり言って延長があるのかないのかということなどが非常に問題があるわけです。議員個人の問題としてだけではなくて、はっきり言って町民の考え方としては今後の大須賀町のあり方が将来どうなっていくのか。議員さんが合併即選挙になった場合には、多分今の議員さんから3人なり4人になって、それだけの議員さんで大須賀町の意向なり意思というものが本当に新しくできた市に反映できるのかというような、そういう疑問もあります。そういう中で、この期日を決めることというのが非常に議員のやはり定数とか任期というものに関係があるということでもあります。

そういうことで、事務局の方にちょっとお伺いしますけれども、12月までに期日を決めればいいのか、それとももっと早く決めなくちゃいけないのか。先ほどもなるべく早い時期というようなことも言われたと思いますけれども、1月に合併することもできるし3月でもいいですよというような返事でちょっとあいまいですが、1月なら1月にやるとすれば、それだけ事務の方は急ピッチでやりますよというような意見ではないかなと思います。

そういう中で、1市2町の中で大須賀町の人口が一番少ないわけで、大須賀町としてははっきり言って本当に町民が合併してよかったなという、そういうふうな皆さんの意見がそういう意見でありますので、議員の定数なりそういうものを早く決めてどんどん前へ進んでいくというのが、本当に皆さんで話し合いをしていただきたいという意向がありますので、その点を言わせていただきました。

よろしくをお願いします。

榛村純一会長　今の問題の事務局的な答えとしては、期日は早く決まっていた方がスケジュールを立てやすい、プログラムを立てやすいということはあるわけですね。しかし、その事務局の立場だけを優先して考えると、合併の本来の一体化とか、よく考えてとか、いろいろ議論を尽くしてという立場とは変わりますから、期日についての最終決定はまだ少し、次の回か次々回になってもいいという立場だと思えますね、事務局としては。

でありますので、今日のところは今の皆さんのご意見を伺っておると、今日ある程度出たことを踏まえてもう一度いろいろ協議していただいて、議員の特例の問題とかいろいろ今日は決定せずに持ち越すということはやむを得ないような感じがいたしますが。

あと大須賀町さんだけについて言えば、大須賀町さんが今度どういう選挙をやるかということについては、議員定数を大須賀町さんが一挙に削減しちゃうというやり方もあるわけですね。それはそれとして、また掛川市も24人に減らして今度選挙をやったわけですから。だからそういういろいろそれぞれの知恵の対応の仕方もあると思いますので、今日のところは現時点の論議で次へ進むようなことで、次回の協議会に持ち越すということによろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長 よろしいですね。

それでは、そのことについてお互いにまた意見交換を。

原田新二郎委員 今この合併の期日についていろいろ意見を承っておりますと、当事者としては今の意見は当然だということはよく理解できます。しかし、議員さんたちの任期とか選挙とか、こういうことだけで合併の期日を決めるということは何のための協議会かというようになるわけですから、協議会が議員さんたちの任期とか選挙によって振り回されているというようでは合併の任意協議会の私は意味がないと思うんです。

ですから、その事情はよくわかります。わかりますが、議員さんたちもよくお互いに譲るところは譲る、守るところは守る、そういうふうにしていい道をひとつ探っていきたいと、こういうふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

榛村純一会長 それでは、今日は結論が出ませんが、また次回に協議を尽くしたいと思います。その取扱いでよろしゅうございますか。

これについて何かご質問、ご意見ございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長 それでは、そのように図らせていただきます。

続きまして、協議の第3号は新市の事務所の位置についてご協議をいただきたいと思います。ご意見をお願いいたします。

内藤委員。

内藤澄夫委員 内藤です。

今、事務所の位置ということでありましてけれども、私たちも合併特別委員会、全議員の皆さんで寄っていただきましてお話をしたわけでありましてけれども、基本的には掛川市の今の庁舎を使っていたいただきたいというようなことで一致をしております。

よろしくお願ひ申し上げます。

榛村純一会長 ほかに何かご意見。

中井委員。

中井明男委員 大須賀の中井です。

地方自治法の中にも、事務所の位置は住民の利用に最も便利な場所であるべきだというような規定があります。今度1市2町が合併すると、新たにどこを事務所にするかというのがあって、11万4,000人みんなにここがいいという場所はちょっと到底あり得ないということになるわけで、

今、内藤委員からも掛川の今の市役所がいいということが出ましたが、トータルで考えて最もいいという考え方でいいと思います。

そうしますと11万 4,000人、一番人口が密集しているのは今の掛川市でありますので、それと先ほどお配りいただいた現在の各市町の事務所の状況等を見させていただきましても、大須賀町の庁舎を除いて耐震性は問題ない、それから掛川の市役所は建築年次も最も新しい。そういったようなことを総合しますと、それと全体的には行財政改革という大きな目標があるわけですので、新たな事務所を建てるなんていうのは到底考えにくいし、現在の掛川市役所を本庁舎、事務所の位置と決めていただくことがよかろうと思います。

全体的には全住民が最も便利なようにという自治法精神もありますので、新市建設小委員会でもずっと話題になっております南北幹線道路、こういうのをきちんと建設計画の中に盛り込んで、合併の時期ぐらいには実現するぐらいな、早くそういうことをやっていただくということをあわせ望んで、掛川市役所が最もいいというふうに思います。

榛村純一会長　ほかにございますか。

鳥井委員。

鳥井昌彦委員　大東町の鳥井です。

私どものところも協議をさせていただきました。そういう中で、本庁方式でいいだろうということでございます。そういう中で旧庁舎の活用、これを今後しっかり考えていきたいと、こんなふうに思っております。

また、今、中井さんの方からもありましたけれども、位置的には現状の掛川市役所、これを使わせていただく。そういう中で距離感を短く感じさせるためにも、やはり南北道のそういったものは必要だと、こんなふうに思っております。

よろしくをお願いします。

榛村純一会長　ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　それでは、協議第3号の新市の事務所の位置については、現在の掛川市役所、掛川市長谷 701番地の1を本庁舎として、現在の大東町役場及び大須賀町役場は支所とするというご意見のように伺いましたが、そのようにすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長　ありがとうございました。

それでは、新市の事務所の位置については、先ほど申し上げたように現在の掛川市役所を本庁とし、現在の大東町役場と大須賀町役場は支所とするということで決定というか確認させていただきます。

続きまして、協議事項の議案第6号 新市の名称の公募及び選定基準について提案いたします。説明してください。

松井事務局長　資料の28ページをご覧くださいと思います。

議案第6号 新市の名称の公募及び選定基準についてご説明させていただきます。

新市の名称の候補選定につきましては、先ほどご報告がありましたように、去る6月27日の第1回小委員会において公募要領と選定基準を定めた上で公募を行うことが確認されました。本協議会において、小委員会での協議結果に基づいて今回新市名称の公募要領及び候補選定基準の承認を求めるということでございます。

29ページをお開きいただきたいと思います。

まず、公募要領についてご説明いたします。

応募資格でございますが、すぐれた名称の候補案をより多く集められるよう、1市2町の在住者、勤務者を初め、1市2町以外でもどなたでも応募できるものとし、年齢制限は設けてございません。

2番の応募方法でございますが、郵送、ファクス、Eメールでの応募を可能といたしました。なお、料金後納の応募はがきにつきましては、8月に発行されます協議会だより第3号に折り込み、各世帯全世帯に配布するとともに、公共施設の窓口等に備えつけをする予定でございます。

3の記載内容でございますが、新市の名称とその理由を記載していただきます。

4の応募の制限でございますが、1点目は新市の名称は住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要なものであるということを考えまして、1人1名称1作品に限り有効とし、複数応募の場合はすべて無効とするものでございます。2点目は、漢字、平仮名、片仮名により表記された読み書きが容易な名称とするものでございます。

次に、公募期間でございますが、協議会だよりの発行時期であります8月15日から9月16日までの約1カ月間とするものでございます。

30ページをご覧いただきたいと思います。

7の賞品についてでございますが、協議会におきまして新市の名称が決定された後、以下の受賞者を選考いたします。(1)名付け親大賞といたしまして、新市の名称として採用された作品応募者から抽選で1名に10万円相当の旅行券を授与する。(2)名付け親賞として、新市名称として採用された作品応募者の中から(1)の名付け親大賞の者を除き、抽選により5名の方に1万円相当の図書券を授与し、そして参加賞として(1)と(2)で決定をされた者を除いたすべての応募者の中から抽選で50名の方に2,000円相当の図書券を授与するというものでございます。

当選者の発表につきましては、ホームページ、協議会だより等で掲載をいたします。

31ページをお開きいただきたいと思います。

新市名称候補の選定基準をご説明いたします。(1)の第1次選定基準のすべてに該当した者のうちから(2)の第2次選定基準の7項目のうち、いずれか1つ以上に該当するものを選ぶこととしたものでございます。

第1次の選定基準でございますが、漢字、平仮名、片仮名により表記されたものであり、かつ既にある全国の市と同じ表記でない名称であることとしたものでございます。

第2次の選定基準でございますが、地域の歴史や文化にちなんだ名称であること。地域を地理

的にイメージできる名称であることや地域の特徴をあらわす名称であることなど、7つの項目のうち1つ以上に該当するものの中から選定するというものでございます。

2の選定の方法と3の選定の留意事項につきましては、小委員会において5点程度を選定し、それを協議会に報告して、協議会の中で決定をしていただくものでございます。

また、選定に当たっては応募数の多寡により選定するものではないこと、他に適当な候補がない場合に限り補作を行った上で選考ができるとしたものでございます。

以上、議案第6号 新市の名称の公募及び選定基準につきまして説明をさせていただきました。

榛村純一会長 いろいろご説明申し上げましたが、新市の名称論については二通りありまして、今説明したのは手続論ですね、新市を決定するについて。それから、もう一つは内容論というのがありまして、内容論については、例えば歴史とか伝統とか、そういうものを踏まえたもので考えるというやり方と、それから全く新しい概念を出すというやり方と、その中間として一番使いなれている、あるいは一番素直にみんなに知れている現在の知名度から、お茶を売るためにはどういった地名がいいか、あるいは入り込み客を誘致するためにどういったのがいいかというような現実的な効果をねらった地名論と、伝統的・歴史的な地名論と、全く新概念地名論と、内容論では3つあると。手続論では、今言った手続論があるということだと思います。それを踏まえて何かご意見がございましたらどうぞ。

特にございませんか。鈴木委員。

鈴木治弘委員 意見ではないんですけども、会長さんのおっしゃるように難しい話でもないんですが、第2次の選定基準の中に「地域の特徴をあらわす名称」と謳ってございますけれども、この7つの中と大きくは地域の特徴をあらわすとか、大部分が重複を僕はするのではないかとこのうふうに考えるんですけども。どういうことで特徴をあらわすというものが入っておるのか。例えば、文化にちなんだというような特徴であったり、あるいは地理的なイメージをあらわすものは特徴だというふうに僕は考えるんですけども、ちょっとその辺をお尋ねをしたいと思います。

榛村純一会長 これは小委員会でやったかな。

小松正明委員長 掛川の小松でございます。

必ずしも小委員会の委員長という立場ではなくて、一人の委員としての意見で申し上げますが、一つの地域の特徴でどのようなものがあるかというのはまだ全くイメージできませんので、まずは出てきてみた後に、それぞれがこの中のどれか一つにでも合っていれば、それは候補として合格という選定基準だという理解でございますので、必ずしも地域の特徴をあらわしていないので失格ではない。逆に、どれかに合っていさえすれば、それは名称として挙げていこうということでありますので、もしかしたらこの中には全くこの基準では該当しないものもあるのではないかと思います。すべては出たところによってこの基準に照らしていい名前だなと、そういうような基準で選考を進めるべきではないかというふうに個人的には思っております。

榛村純一会長 ほかにございますか。

小櫻委員はこういう地名論ではどうでしょうか。何か一般的に皆さんが議論するのに参考になるようなことで。

小櫻義明委員 地域の現在の市民のいわば意識状況と、それから将来こういう町にしたらという願望という面もありますし、そういう意味でも私はどちらにするかということについては、この基準よりはむしろ選定されてきて、その中で絞り込まれた時点でどういう具合に順位をつけて判断をするかと。そこに非常に重要なポイントがあると思いますので、一応選定基準についてはこういう形でもよしいんじゃないかなという具合に思っていますけれども。

榛村純一会長 ありがとうございます。

菅沼委員はいろいろな協議会にたくさん出ているので、何かありますか。

菅沼信夫委員 行政センターの菅沼です。

今のところ、まだ中東遠管内のいろいろなグループで具体的にまだ選定に入っておりませんので、よそのところがどうのとは言えませんが、やはり内容を重んじていただいて、この2次選定の基準からなるべく重なった名前、たくさん基準に合った名前、そういうのを是非選んでいきたいなど、これは願望でございます。

榛村純一会長 以上のご意見を参考にして再度お尋ねしますが、特にございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 それでは、ございませんようでしたら、今申し上げました手続論でお話を進めることでご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは、新市の名称の公募及び選定基準については了承されたものとして、これから作業を進めさせていただきます。

続きまして、協議事項の提案に入ります。次の任意協議会における協議事項の予告であります。これを説明していただきますが、第4号の財産の取扱い、第5号の議会の議員の定数及び任期の取扱い及び第6号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて一括提案します。

松井事務局長 それでは、32ページになりますけれども、協議第4号 財産の取扱いについて、まずご説明申し上げます。

33ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、協議の際の留意点でございます。

まず、1番の協議の根拠でございますが、地方自治法第7条第4項では、市町村の廃置分合、いわゆる市町村合併のことでございますが、この場合、財産の処分を必要とするときには、関係市町村が協議をしてこれを定めると定められております。

また、第7条第5項では、財産処分に係る協議につきましては、合併前の市町村の議会の議決を経なければならないと定められております。したがって、事前に当協議会において1市2町の財産につきましてどのように取扱うか基本的な方針を協議していただきます。



次に、2番目の財産の定義についてでございますが、地方自治法では地方公共団体が所有する財産とは「公有財産、物品及び債権並びに基金を言う」と定められておりますので、これらの財産の取扱いが協議の対象となります。

34ページになりますが、3の財産の総括では、ただいま説明申し上げた4つの財産区分に従いまして1市2町がそれぞれ所有しております財産を表にまとめたものでございます。データにつきましては1市2町の決算書に基づき平成13年度末のものを載せてございますが、基金につきましては平成14年度末の見込み数値を記載してございます。これらデータの内訳につきましては、35ページ以降38ページまで各項目ごとに掲載をしてございます。

今回は、これら財産の取扱いについて協議をしていただくわけでございますが、協議の中身といたしましては個々の財産について言及するといったものではございません。合併をする場合には、1市2町の所有している財産はそのまま新市に引き継ぐということを確認していただく、そういう性格のものでございます。

したがって、調整方針といたしましては、34ページの下段にございますように、合併する場合には1市2町の所有する財産はすべて新市に引き継ぐものとするということになります。

あと、附属資料といたしまして、少しページは飛びますが、39ページには用語について解説をつけてございます。

40ページ以降は参考資料でございます。40ページは公の施設の設置状況につきまして資料としてまとめてございます。保育所、老人福祉施設、幼稚園、小・中学校等について規模等を記載してございます。

また、41ページ、42ページ、ここでは1市2町の保有する基金の種類と目的について記載してございます。

それから、43ページの3の財産区についてでございますが、財産区は市町村とは別に独立の法人格を持つ特別地方公共団体でございます。したがって、従来から存続する財産区につきましては、合併に際して何ら変更もなくそのまま存続することになります。

また、4の地方債につきましては、地方自治法上財産としての位置づけはございませんが、地方債残高につきましては負の財産として見方もございますので、参考までに掲載をいたしました。これらも合併した場合には新市にそのまま引き継がれることとなります。

それから、44ページにつきましては財産の取扱いについて、その調整方針の代表的な先進事例を載せてございます。その表の一番右側の調整方針という列に記載されているような内容で、それぞれ確認がされているところでございます。

以上が、協議第4号 財産の取扱いについてでございます。

続きまして、46ページになりますが、協議第5号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてをご説明申し上げます。

47ページをご覧いただきたいと思っております。

留意点につきまして、大きく2点ほど掲げさせていただきました。

まず1点目の新市の議会の議員の定数についてでございますが、議員の定数に関しましては、地方自治法第91条の中で条例で定めることが謳われております。同時に、議員の定数は市町村の人口規模によってその上限が定められております。1市2町の場合34人を上限とする範囲で条例により定めることとなります。

現在の1市2町における議員定数等に関する状況は、そこに表に示すとおりでございますが、議員定数は掛川市が24人、大東町が16人、大須賀町が14人で、合わせますと54人ということでございます。それぞれの任期につきましては記載のとおりでございます。

次に、2点目の留意点でございますが、合併特例法の適用の有無ということでございます。

(1)は原則でいった場合、すなわち合併特例法を適用しない場合でございます。この場合は、1市2町の廃止と同時に、現在の議員はすべて身分を失うことになり、合併の日から50日以内に選挙を行うこととなります。その場合の定数は、地方自治法の規定によりまして1市2町の場合34人を超えない範囲で条例で定めることとなります。

次に、48ページになりますが、(2)は合併特例法を適用する場合についてでございます。特例は二通りございまして、一つは定数特例、もう一つは在任特例でございます。

最初に、の定数特例でございますが、この特例は合併後最初に行われる選挙に限って法定定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができるというものでございます。

具体的に申し上げますと、1市2町の場合、人口が11万4,000人でございますので、法定定数は34人となりますが、34人の2倍、すなわち68人以内で定数を定めて選挙を行うことができるというものでございます。この定数特例は合併直後の最初の選挙だけに適用されるもので、2回目以降の選挙につきましては本来の法定定数である34人を超えない範囲で条例で定めた定数ということとなります。

次に、の在任特例でございますが、この特例は合併前の議員が合併後2年を超えない範囲内で引き続き新市の議員として在任できるというものでございます。在任期間につきましては、必ずしも2年ということではなく、2年以内で協議して定めた期間ということとなります。

具体的に申し上げますと、1市2町の場合、現在議員数は全員で54人でございますが、この在任特例を適用した場合には合併後に選挙は行わず、1市2町54人の全議員が2年以内で協議して定めた期間、新市の議員として在任するものでございます。

以上が協議を進めていただく上での留意点でございますが、選択肢といたしましては、今申し上げた48ページの下段に掲げてありますとおり、3通りとなります。

1つは、合併特例法を適用せず原則でいく場合。この場合には新市における定数を協議していただきます。

2つ目は、合併特例法の定数特例を適用する場合でございます。この場合は、新市における本来の定数と定数特例による定数、その両方を協議していただきます。

3つ目は、合併特例法の在任特例を適用する場合でございます。この場合は、新市における本来の定数と特例の適用期間を協議していただきます。

それから、49ページになりますが、こちらからは参考資料となります。

49ページでは、選択肢でお示した3通りにつきまして議員の身分や任期等について整理したものでございます。

50ページでは関係する根拠法令として、地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律、略して合併特例法と言われますが、それから公職選挙法の関係条文を載せてございます。

次に、51ページですが、この表は県内市議会の議員定数等を一覧にしたものでございます。黒く網かけがしてある市は1市2町と人口規模が似通っております12万人前後の市をあらわしてございます。

52ページにつきましては、全国の人口10万人から15万人未満の都市83市でございまして、その定数等を一覧にしたものでございます。そのうち網かけがしてある市は1市2町と人口規模に近い11万人から12万人の市をあらわしてございます。

続いて、53ページでございまして、こちらは平成になってから新設合併によって合併した先進事例を掲げてございまして、特例の適用の有無と特例の内容につきまして調べたものでございます。ここではすべての市町村が在任特例を適用しております。

以上が、議案第5号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

続きまして、協議第6号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて説明をさせていただきます。

55ページをご覧くださいと思います。

まず、協議の際の留意点でございますが、最初に農業委員会について概要を記載してございます。

(1)は農業委員会の役割でございます。

(2)は農業委員会の設置数ですが、農業委員会は1市町村に1つ設置されるのが原則でございます。ただし、市町村の面積、または農地面積によっては2つ以上の農業委員会を設置することも可能でございます。

それから、(3)農業委員の構成及び定数でございますが、農業委員は直接農業者から選挙される委員と、農業協同組合、農業共済組合、議会が推薦し、市町村長が選任する委員とがございまして。そのうち、選挙による委員の定数につきましては、そこに(ア)から(ウ)まで基準が示してございますが、農地面積と基準農業者数の規模に応じてそれぞれ定数が定められております。いずれの場合も農業委員の定数は条例で定めることとなります。

一方、イの選挙によらない委員につきましては、(ア)ですが、農業協同組合及び農業共済組合がそれぞれ推薦した理事各1人、それと(イ)議会が推薦した学識経験を有するもの5人以内であり、いずれも市町村長が選任することになっております。これら農業委員の1市2町における状況につきましては59ページの方に参考資料として載せておきましたので、また後ほどご覧いただければと思います。

次に、(4)の農業委員の任期でございますが、選挙による委員は3年でございます。選任に

よる委員につきましては、選任された日から選挙による委員の任期満了の日までとなっております。

それから、(5)の選挙区でございますが、農業委員会の選挙区につきましては、原則といたしましては1つの農業委員会に1選挙区とされております。ただし、市町村長が必要と認め、なおかつ一定の要件を満たす場合には2つ以上の選挙区を設けることが認められております。現在、大東町、大須賀町におきましては、原則どおり1選挙区でございますが、掛川市の場合は4つの選挙区が設けられております。

以上が農業委員会の概要でございます。

続きまして、56ページ、農業委員会委員の任期等の特例についてでございます。

1市2町が合併した場合には、原則といたしまして、農業委員会の委員はすべて身分を失うこととなりますが、委員の任期につきましては特例が設けられております。これらの取扱いにつきましては、大きく分けまして新市に1つの農業委員会を設置する場合と、新市に2つ以上の農業委員会を設置する場合、この2つの取扱いがございます。

まず、(1)の新市に1つの農業委員会を設置するのですが、アの原則どおりでいきますと、現在の農業委員会は廃止をされ、同時に委員は身分を失うこととなります。選挙による委員は、合併後50日以内に選挙を行い決定することとなりますが、その際の定数は先ほど55ページで説明申し上げた定数基準に従って10人から30人の範囲で定めることとなります。また、選任による委員につきましては、合併後速やかに新市長が選任することとなります。

それから、イの合併特例法による在任特例でございますが、こちらは新市に1つの農業委員会を設置する場合で、合併特例法による在任特例を使う場合がございます。合併特例法では、選挙による委員は関係市町村の協議によって10人から80人の範囲で合併後1年以内の期間に限って在任することができるものと定められております。したがって、1市2町の場合、選挙による農業委員は現在47人でございますので、この在任特例を適用しますと、合併後1年以内の期間に限って引き続き47人がそのまま在任することとなります。ただし、選任による委員につきましては、この特例は適用されませんので、合併後速やかに選任されることとなります。

次に、57ページになりますが、(2)今度は新市に農業委員会を2つ以上設置する場合がございますが、この場合はアの従前、現在ということですが、従前と異なる区域で農業委員会を設置する場合と、イの現在と同じ区域で農業委員会を設置する場合の2通りがございます。

現在と異なる区域で農業委員会を設置する場合には、(ア)の原則どおりに行う方法と(イ)の合併特例法の在任特例を使う方法の2通りがございます。

イの現在、従前と同じ区域の農業委員会をそのまま設置する場合は、具体的に申し上げますと、現在ある1市2町の農業委員会をそのまま3つとも独立して残す場合がございます。

以上が農業委員会の取り扱いを協議する際の留意点でございます。

このことから、調整方針をお示ししますと、58ページになりますが、ただいま説明申し上げたように、農業委員会は新市に1つ設置する方法と2つ以上設置する方法とがあるわけございま

すが、市町村合併の本来の趣旨からすれば、農業振興施策は一体的に推進すべきということが考えられますので、農業委員会は1つに統合することが妥当であると考えます。

したがって、調整方針といたしましては、農業委員会を1つ設置した場合の選択肢を提案させていただきました。その場合、原則どおりに合併後50日以内に選挙を行って新しく委員を決める方法が一つ。そして、もう一つは、在任特例を適用して、合併後1年以内に限って現在の委員が引き続き委員として在任する方法がございます。この場合には、在任特例の期間を協議していただきます。

なお、委員の定数につきましては、選挙区をどうするかの問題があり、選挙区を協議するに当たりましては1市2町の農地や農家戸数の状況等をよく把握した上で十分検討する必要があることから、今回の協議事項からは外させていただきました。

委員定数につきましては、今後の事務事業の一元化作業の中で調整をし決定していきたいと考えております。

次に、59ページになりますが、参考資料といたしまして1市2町の農業委員に関する状況をまとめてございます。

また、60ページは県内の農業委員会の状況をまとめてございます。

61ページ、62ページは農業委員会に係る法令を掲載してございます。

それから、63ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、平成になってから新設合併の事例を掲載いたしました。(1)は一つの農業委員会を設置した事例でございます。そのうち、アが原則どおり扱った事例でございますが、このケースは熊本県あさぎり町の1カ所だけでございます。それから、イの一つの農業委員会では在任特例を適用した事例は17市ほどございますが、ここでは紙面の都合で9市を取り上げてございます。また、64ページ下段の(2)2つ以上の農業委員会を設置した事例は2例だけでございます。したがって、平成以降の新設合併ではほとんどの自治体が農業委員会は1つで、在任特例を適用してございます。

このように、在任特例を適用するケースが多い理由と考えられますことは、原則どおりに選挙を行った場合には、合併後50日間空白期間が生まれるといったことがございます。このために、農地転用や耕作証明といった農業委員会の通常業務が滞って、申請に対して円滑かつ迅速に処理できない点が考えられます。

以上、協議第4号から協議第6号までの3件を一括説明させていただきました。

よろしくお願いたします。

榛村純一会長　それでは、ただいまの説明に対しましての内容についてのご質問がありましたら、ご意見は次の協議会に諮るということとなりますので、今の説明に対するご質問、不明な点を正すということについてだけ聴取をしたいと思いますが、何かございますか。確認事項。

石山委員。

石山信博委員　掛川の石山です。

財産区についてちょっとお伺いをいたします。

先ほどの説明ですと、財産区については今回のこの合併には独立しているから組み入れないというお話でございましたけれども、財産区の最高管理者は市長あるいは町長になっているというように思うわけですが、合併した場合には新市の市長になるということになるわけですね。でも、これは取扱いとしては今回はこれに入れないということでもいいわけですか。

榛村純一会長 事務局長。

松井事務局長 今回の財産の取扱いの範囲につきましては、地方自治法上に基づく財産の範囲という形で限定をさせていただきました。また、財産区につきましては、ここにもお示したとおり、自治体としての法人格とは別の特別地方公共団体ということでございますので、法人格がまず違うということがございます。ここでの財産区につきましてはあくまでも参考資料ということで、その辺を十分理解していただくために財産区は今回の財産の対象には含めてはございませんよということも含めて、そしてまた先進事例の中ではこういったものも財産に含めて対象としているところもありましたので、ここでは参考資料としてこのような形で提示させていただいたということでございます。

榛村純一会長 石山委員。

石山信博委員 今の説明ですと参考資料ということですが、そうすると全国的にはこれも含めているところもあるという、そういうことでしょうか。

松井事務局長 例えばですね、44ページの事例の中で、一番下の篠山市、ここにつきましてはその財産区、こういった形で文言の中に含めて引き継ぐと、確認しているということもでございます。ですが、うちの協議会といたしましては、あくまでも財産の協議対象としては自治法に基づく財産という範疇に限定させていただいたということでございます。

これはあくまでも、先ほどちょっと説明申し上げましたが、財産そのもの一つ一つをとってどうするのかといった中身ではございませんで、合併をする場合にはすべての財産、こういったものはすべて新市に引き継ぐんですよといった性格のものでございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

榛村純一会長 鈴木委員。

鈴木治弘委員 関連しまして、掛川にある7つの財産区はすべて財産区議会を設置をされて事務処理をされているかどうか、その点についてお尋ねをします。

榛村純一会長 財産区の関係、行財政課長。

西尾行財政課長 掛川市に7つ財産区がございますが、議会を持っているものと、それから協議会、いずれにしても財産区として特別地方公共団体としての性格を持っておる7つの財産区でございます。

榛村純一会長 ほかに、ただいまの説明についてのご質問。これはそれぞれ持ち帰っていただいて、次の協議のときはご意見として発表いただくわけですので、帰って相談していただくときに基本的な認識が違っていると困りますので、もしちょっとこれはどうなんだろうということがあ

りましたら正していただきたいと思います。

原田新二郎委員 公有財産の中で土地と建物は大きさで表示されておりますが、まだ私、書類をよく見てないんですが、どこか金額表示というのはあるんですか。

榛村純一会長 事務局長。

松井事務局長 一般会計の決算書の中で義務づけられております財産の表記につきましては、資産評価というのはないものですから、こういう形で規模、面積等の表記で決算書がつくられております。その辺の数値を持ってきたということでございます。

榛村純一会長 これについては、今議論されているのは公会計は大福帳で駄目だと。原田さんのように実業人は貸借対照表でやるわけですね。掛川市に限らず地方公共団体あるいは政府もそうですが、全部投資していったものがどういう財産になっているか、償却を幾らしたかとか、そういう計算をしていないわけです。だから、示すものとしては評価としては示されないという形になっちゃうんですが、それでは実態がわからないのではないかとということで、今一生懸命公会計も貸借対照表的なものをつくらうという運動はここ二、三年かなり起こっているわけですね。ですけれども、今の段階ではないと。

原田新二郎委員 ありがとうございます。

榛村純一会長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 では、特にございませんようでしたら。

滝沢委員。

滝沢恵子委員 掛川の滝沢です。

議員の選挙のことなんですけれども、48ページのところの合併特例法の 在任特例を適用した場合なんですけれども、例えば3月31日を期日とした場合に、大東町さんの方の議員さんたちは4月の時点で任期が切れるわけなんですけれども、3月31日が期日になった場合には、在任として4月に大東町さんの議員さんの任期は切れるけれども、そのまま入られるということでしょうか。そのあと2年以内。

榛村純一会長 説明してください。

松井事務局長 大東町さんの議員の任期につきましては、17年4月14日ということでございますので、3月31日の合併の時点ではまだ任期が残っているわけでございますね。その任期が残っている部分を在任特例で引き継ぐという形でございますので、選挙をやらずにそのまま在任の場合にはそのまま引き継ぐということでございます。

榛村純一会長 ちょっと説明がわかりづらいな。

松井事務局長 原則でいく場合には、当然3月31日の時点では、大東町の町としての法人格が消滅をいたしますので、議員さんとしてもそこで失職をするということになるわけですね。それで、新市につきましては、合併後50日以内に選挙をする。新たに選挙をするということになります。これが原則でございます。

だから、在任特例を使うと、先ほど申し上げたように、まだ14日間在任の期間がありますから、本来的には、特例によって2年以内までそれは延ばすことができますよということでございます。

榛村純一会長 わかりましたか。

滝沢恵子委員 はい。

榛村純一会長 ほかにありますか。

石山委員。

石山信博委員 掛川の石山です。

大須賀町と大東町の議員さんには大変誤解を受けるといけないんですけども、勇気を持ってちょっと言わせていただきますけれども。例えばいろいろな議論が今掛川でもされているんですけども、掛川では前回の選挙で2年は任期というような、これは公約をしたわけではないんですけども、大方あの選挙の中ではそんな話をしながら戦ってきていますけれども、大東町さんと大須賀町さんの議員さんについては、この合併と議員任期というのは大変大きく絡んできているというふうに思うんですよね。

それで、いろいろな議論の中の一つの案として聞いていただければいいんですけども、1月の末に大須賀町さんの選挙があるという形になった場合には、3月の末に合併した場合には2カ月か3カ月ですぐ選挙をやらなければいけないと、こういうことになるわけですけども。

そこでですね、議員の在任特例を使って半年だとか1年だとかを先に持って行って、そのかわり1月の選挙のときには予備選挙というような性格を持たせていただいて、例えば議員定数34人というような定数を決めた場合には、それに近い、これは人口比でいきますと1万人に3人になるわけですけども、掛川、大東、大須賀で合併した場合には11万5,000人、1万人に3人という勘定になるわけですけども、そういった人数で大須賀町さんの町内での選挙をやっていただく。

これはなぜかといいますと、掛川、大東、大須賀、それぞれいろいろな事情があるかと思えますけれども、一遍に選挙をやりますと、掛川の場合には先日の選挙で1,200票取らないと当選できてないんですよ。800票以上取った方でも5人落ちているんですけども、大須賀町さん、あるいは大東町さんにしても、最高を取っても800票ぐらいという過去の選挙の結果から見ますとそうなっているんですよ。

そうしますと、掛川と一緒に土俵で選挙をやりますと、かなり偏った結果が出てしまうのではないかと。その前に、それぞれの町で調整をして出す人数を絞ってくるという、そういう調整を公の場で行うというのにはやはり選挙でやるのが一番いいというふうに思うんですよね。そういう考えでいきますと、1月に1万人に3人にするか、例えば一遍に激変緩和策というような形を考えれば、現在14人いる議員さんを7人にするかというようなこともあるわけですけども、人数は別としてもそういう形での選挙をやっていただく。当選した議員さんたちは、当然ですけども新市の議員として議員特例で1年とか1年半という形の議会活動をしたらどうか。

これは大東町さんにも同じことが言えるんですけども、そうしますと大東町さんも大変勝手



なこちら側の考えなんですけれども、解散をしていただいて、失礼ですけれども、任期満了の場合には30日以内に選挙をやればいいんですよ。30日前に持ってきてもいいんですよ。そうしますと、4月の選挙が3月の末でもいいわけですよ。そういう形にして議員の人数を絞っていただくと、激変緩和策になるのではないかと思います、これは全く議論のたたき台というか何かにしていただければいいと思って述べたことなんですけれども。

榛村純一会長 それはまだ意見ですからね、今は説明したことの内容について疑問をただと、持ち帰るときの議論の材料をただしていただくということですから、あなたのは次の意見の方になっています。

石山信博委員 すみません。ちょっと行き過ぎたといいますが、そういうことでございますので、激変緩和策も考えなければいけないと、そんな考えがあったものですから発言をさせていただきました。

以上です。

榛村純一会長 ほかに質疑ございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 特にございませんようでしたら、合併の事務局にはそれぞれの1市2町の代表的な事務局員がおりますので、その人たちに正していただいて、次回までにいろいろ具体的なそれぞれのお立場を考えてきていただきたいと、このように思いますが、そのようにしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

榛村純一会長 それでは、大体説明事項、第4号 財産の取扱い、第5号 議会の議員の定数及び任期の取扱い、議案第6号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、説明の内容のとおりそれぞれに持ち寄って第4回協議会でご協議いただくことにいたしたいと思えます。牧野委員。

牧野勝彦委員 ちょっと戻るんですけれども、全般的なお願いで1点申し上げたいと思うんですけれども。先ほどの合併の時期についての協議の中で、最後に掛川の原田委員さんから、この協議会が議員の立場だけで議論にならないよなという、そういうような発言をいただいたんですけれども、実際聞いていると議員の立場でいろいろものを言っているように受けとめられるのではないかなというように、確かにそういう部分はあると思うんですけれども、私は思うんですけれども、それぞれ議員さんは口には出して、これは住民にいろいろ関係してくるんだよとかそんなこと一々言いませんけれども、皆さんそれぞれの後ろに必ず地域の住民の方の生活とかそういうものに密着したいろいろなことがあって、その上に立っているいろいろな発言をしているということもあるというふうに思うんですよ。

だから、これから今言われたようないろいろな細かい議員の何とかというものが出てくるものですから、そういうときに議員としてどういうふうに考えるかという発言をしなければいけないものですから、単に自分の保身だけでいろいろな意見を言っているというふうにとられちゃうと、

いろいろな意見を言いにくくなっちゃう部分がたくさんあるものですから、私は皆さんを信じていますけれども、決して自分たちの保身のためにいろいろな意見を言っているのではないという、そういうことで地域のいろいろな生活のこととか、地域の住民さんのいろいろなことも含まれた中で意見だということも少し心にとめ置いていただいて聞いていただければありがたいなというふうに、そういうふうに感じましたので、ちょっと意見を言わせていただきました。

榛村純一会長　それは当然そうですね。

それでは、一応これで議事のすべてを終了いたしました。ご協力をご感謝申し上げますが、先ほど申し上げたように、大事なアンケートの結果をちょっと見ていただいて、そして次回の会議の予定と両方を事務局から説明申し上げます。

栗田 博事務局次長　それでは、続きまして会議次第4、その他に入らせていただきます。

まず、住民意向調査結果速報につきましてご報告をいたします。資料をご覧くださいと思います。

調査の概要ですが、お手元に住民意向調査結果速報という資料をお配りをしてあります。これをちょっとご覧くださいと思います。そこに四角く囲んでありますけれども、1市2町の二十歳以上の方の中から無作為に4,500名を抽出し、調査票を6月2日に郵送いたしました。その結果、1市2町全体で1,897票の回答をいただきました。回収率は42%で、各市町とも同じような回収率でありました。

めくっていただきまして1ページをお開きいただきたいと思います。

問1から問5までは回答者の属性に関するものです。問1、問2につきまして、回答者の男女比については、男性が43%、女性が56%で、四十代、五十代がともに20%で、合わせて約4割を占めておりますが、年代に大きな偏りはない結果となりました。続きまして、問3、職業につきましては、社員・サラリーマンが28%と最も多く、次いで主婦が16%となっております。

問4、1市2町別の回答者ですが、掛川市が52%と約半数を占めております。大東町が26%、大須賀町が22%でした。

問5の回答者の居住年数ですが、10年以上30年未満の方が31%と最も多く、次いで30年以上50年未満の方が27%というような結果になりました。

4ページの間6ですけれども、1市2町の合併に関する関心度について、「大いに関心がある」「少し関心がある」の両方で約7割を占めており、関心の大きさがうかがえました。

問7ですけれども、合併への期待は下段のグラフをご覧くださいと思います。約43%、802名の方が「役所の人件費などの経費が節約される」に回答しており、行政の効率化に対する期待が伺えます。次いで、「新しい発想のまちづくりができる」「南北道路がよくなる」「地域経済が活性化する」が上位を占めております。

問8ですけれども、1市2町の合併に対する心配はということですが、先ほど「税金、使用料などの住民負担がふえる」が最も高く、「中心部と周辺部に格差が生まれる」「新たな整備にお金がかかる」「きめ細かな行政サービスができなくなる」が上位を占め、経済的な側面や行政サ

ービスの後退に対する心配が伺われております。

問9ですけれども、現状の行政への満足度について21項目に分類してどのように感じているか伺いました。「満足」と「ほぼ満足」を肯定的な回答、そして「やや不満」と「不満」を否定的な回答として各項目を見てみますと、肯定的な回答が多いものは9ページの9 - 6「文化・芸術・地域の伝統歴史」が33%です。それから9 - 8の「ごみの収集・処理、リサイクル」は48%の方が肯定的な意見でした。9 - 9「上水道」についても37%と高い割合を示しております。

一方、否定的な回答が多いものについてですが、ちょっと戻っていただきますが、7ページの9 - 2「障害者・高齢者への福祉」が30%、11ページの9 - 10「下水道・下水処理」は35%、それから12ページ、9 - 12「商業振興」については約43%の方が否定的であり、肯定的は8%でした。それから9 - 14「公共交通」については、最も高い50%を占めております。また、14ページ9 - 15「道路、交通安全」は45%と高い割合でした。あわせて、9 - 16「公園緑地」は35%というような数字が示されております。

続きまして、18ページをお開きください。

問10以降につきましては、新しい市をイメージしながら新都市の方向性などについて答えていただきました。

まず、問10の積極的に活用すべき資源について、下段のグラフをご覧いただきたいと思います。「福祉介護施設のネットワーク」「1市2町を結ぶ幹線道路」「スポーツ施設」が上位を占めております。

続きまして、問11の望んでいる新市の姿については、「保健・医療・福祉の充実したまち」が最も高く、次いで「自然環境の豊かなまち」「安心・安全なまち」が上位を占めておりました。

最後に、問12の合併した場合の取り組むべき施策について、「医療や福祉の充実を図ること」が最も高く、その他「バス・鉄道等の利便性を高めること」「行政組織の合理化や財政の健全化を図ること」「道路をよくすること」が上位を占めておりました。

詳細につきましては、後ほどご覧をいただきたいと思います。

今後、7月下旬を目途に市町村別、年代別、居住年数別などの項目別の分析を完了する予定となっております。住民の皆様の貴重なご意見を尊重しながら、新市建設計画の策定を今後することになっております。

なお、最終結果につきましては、次回の協議会において報告をする予定でありますので、ご了承をいただきたいと思います。

次に、次回の会議の開催についてでございますが、8月19日火曜日午後2時から、本日と同じ会場で開催を予定しております。よろしくお願いを申し上げます。

6月2日に郵送させていただきました住民意向調査の速報結果についてご説明をいたしました。この内容につきまして何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

榛村純一会長 この速報につきまして、何かご質問とか。

半井 孝委員 この結果速報を見させていただいて、非常に数字が見にくいので、集計するとき

に回答数というか、道路をよくすることが一番パーセンテージが大きかったよということだったらパーセンテージの多い順に並べることができないかなと思いますけれども。グラフなんかも、質問の問いについてのパーセンテージを出しているのではないかなと思いますけれども、見方によっては上から見て、途中がまたへこんで、また上がってとか、真ん中が上がっているとかとなると、回答を見る方にしてみると非常に見にくいのではないかなと思いますけれども、それは変えることができるのかどうですかということです。

榛村純一会長 発表の仕方だ。

栗田事務局次長 現在、速報結果ということでお示しをしてあります。これはアンケートの記載順序どおりに今は記載をしておりますので、今後小委員会の方に提出したり、協議会の方に提出するときには、そういったものを考慮しながら作成、分析をしていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

榛村純一会長 順位ぐらいはつけられないことはないんだよね。

栗田事務局次長 いろいろクロス集計をしながら、見やすい方向で記載をしていきたいと思えます。

榛村純一会長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 それでは、意向調査は見ますと非常に住民・市民の方は合併の効果を行政効率だとか経費節減ということに非常にウエイトを置いているなということがわかりますので、誤解を受けないような形でいろいろこのアンケートを尊重して、次の協議事項に当たる項目についてアンケート結果を照らしながらよく研究をお願いしたいと思えます。

栗田事務局次長 それでは、以上で本日の日程をすべて終了いたしました。委員の皆様方におかれましては長時間にわたりましてご熱心にご協議をいただき、誠にありがとうございました。

これで、第3回掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会の閉会とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後4時15分